

【民法】

○ 民法（1896年〔明治29年4月27日〕、法律第89号）

- 第86条 土地及ヒ其定著物ハ之ヲ不動産トス
②此他ノ物ハ総テ之ヲ動産トス
③無記名債権ハ之ヲ動産ト看做ス
- 第175条 物権ハ本法其他ノ法律ニ定ムルモノノ外之ヲ創設スルコトヲ得ス
- 第176条 物権ノ設定及移転ハ当事者ノ意思表示ノミニ因リテ其効力ヲ生ス
- 第177条 不動産ニ関スル物権ノ得喪及ヒ変更ハ登記法ノ定ムル所ニ従ヒ其登記ヲ為スニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス
- 第206条 所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用、収益及ヒ処分ヲ為ス權利ヲ有ス
- 第207条 土地ノ所有権ハ法令ノ制限内ニ於テ其土地ノ上下ニ及フ
- 第263条 共有ノ性質ヲ有スル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ外本節ノ規定ヲ適用ス
- 第265条 地上権者ハ他人ノ土地ニ於テ工作物又ハ竹木ヲ所有スル為メ其土地ヲ使用スル權利ヲ有スル
- 第294条 共有ノ性質ヲ有セサル入会権ニ付テハ各地方ノ慣習ニ従フ外本章ノ規定ヲ準用ス
- 第580条 買戻ノ期間ハ十年ヲ超ユルコトヲ得ス 若シ之ヨリ長キ期間ヲ定メタルトキハ之ヲ十年ニ短縮ス
②買戻ニ付キ期間ヲ定メタルトキハ後日之ヲ伸長スルコトヲ得ス
③買戻ニ付キ期間ヲ定メサリシトキハ五年以内ニ之ヲ為スコトヲ要ス
- 第604条 賃貸借ノ存続期間ハ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス 若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ賃貸借ヲ為シタルトキハ其期間ハ之ヲ二十年ニ短縮ス
②前項ノ期間ハ之ヲ更新スルコトヲ得 但更新ノ時ヨリ二十年ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第605条 不動産ノ賃貸借ハ之ヲ登記シタルトキハ爾後其不動産ニ付キ物権ヲ取得シタル者ニ対シテモ其効力ヲ生ス

○ 民法施行法（1898年〔明治31年6月21日〕、法律第11号）

- 第10条 民法中不動産ノ権利ニ関スル規定ハ当分ノ内之ヲ沖繩県ニ施行セス
- 第30条 民法施行前ニ出訴期限ヲ経過セサル債権ニ付テハ民法中時効ニ関スル規定ヲ適用ス
- 第31条 民法施行前ニ進行ヲ始メタル出訴期限カ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ旧法ノ規定ニ従フ 但其残期間カ民法施行ノ日ヨリ起算シ民法ニ定メタル時効ノ期間ヨリ長キトキハ其日ヨリ起算シテ民法ノ規定ヲ適用ス

- 第32条 前条但書ノ規定ハ旧法ニ出訴期限ナキ權利ニ之ヲ準用ス
- 第34条 第三十条乃至第三十二条ノ規定ハ時効期間ノ性質ヲ有セサル法定期間ニ之ヲ準用ス
- 第35条 慣習上物權ト認メタル權利ニシテ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ後ハ民法其他ノ法律ニ定ムルモノニ非サレハ物權タル効力ヲ有セス
- 第36条 民法ニ定メタル物權ハ民法施行前ニ發生シタルモノト雖モ其施行ノ日ヨリ民法ニ定メタル効力ヲ有ス
- 第37条 民法又ハ不動産登記法ノ規定ニ依リ登記スヘキ權利ハ従来登記ナクシテ第三者ニ對抗スルコトヲ得ヘカリシモノト雖モ民法施行ノ日ヨリ一年内ニ之ヲ登記スルニ非サレハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス